

門真市道路占用料徴収条例（平成8年12月25日門真市条例第18号）

最終改正:令和6年12月23日門真市条例第37号

改正内容:令和6年12月23日門真市条例第37号〔令和7年4月1日〕

別表（第2条関係）

占用物件			単位	占用料の額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱		1本につき1年	円 2,700
	第二種電柱			4,100
	第三種電柱			5,500
	第一種電話柱			2,400
	第二種電話柱			3,800
	第三種電話柱			5,300
	その他の柱類			240
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	24
	地下電線その他地下に設ける線類			14
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	2,300
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,800
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	100
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			140
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			220
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			290
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			430
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			570
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1,000
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,400
	外径が1メートル以上のもの			2,900
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	1,700
	地下に設ける通路			1,000
道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号に掲げる物件	看板(電柱及び電話柱に添架された広告物に限る。以下同じ。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	340
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設			占用面積1平方メートルにつき1月	340
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.028を乗じて得た額

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものをいい、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
 - 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が、当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
 - 4 表示面積とは、看板の表示部分の面積をいう。
 - 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
-